

【特集】戦後失業対策事業・失対労働者の史的再検討：戦後失業対策事業・失対労働者と部落問題：差別・貧困・ジェンダー

SUGIMOTO, Hiroyuki / 杉本, 弘幸

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

770

(開始ページ / Start Page)

2

(終了ページ / End Page)

17

(発行年 / Year)

2022-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026248>

戦後失業対策事業・失対労働者と 部落問題

——差別・貧困・ジェンダー

杉本 弘幸

はじめに

- 1 失対事業をめぐる分断と結合
 - 2 全日自労と部落問題
 - 3 被差別部落女性と失対事業
- おわりに

はじめに

本稿は、戦後失業対策事業（以下、失対事業と省略）と、失業対策事業従事者（以下、失対労働者と省略）にとって、部落問題がどのような意味があったのかを、差別・貧困・ジェンダーの問題を組み込みながら、明らかにするものである。なお、本稿では、「被差別部落」、「被差別部落民」を、「部落」、「部落民」と統一して記述する。

戦後失対事業・失対労働者と部落問題に関する一般的なイメージはどのようなものだろうか。よくとりあげられるのが、朝日新聞社会部編『部落——差別は生きている』の以下の一節である。「失対さんか神さんか 世間一般では失職であり、転落でさえある失業対策事業がこんなに有難られている。このワクに入って働くことがいちばん安定した月収の近道で、最上の就職ですらなっている」と書かれている⁽¹⁾。また、以下のような亀井文夫監督「人間みな兄弟」の一節もよくとりあげられる。「部落の人にとっては、失対手帳をもらうことは就職した事に相当する。それほど部落のほかの仕事はどれもこれも不安定な、割の悪い仕事なのである。だから失対では部落の人が断然多い」⁽²⁾ というものである。

以上のような認識から、拙稿では、京都市域を事例として、以下のことを明らかにした。これまでの失対事業史研究や、各府県の失対事業史、全日自労の各府県支部記録も、部落民、在日朝鮮人

(1) 朝日新聞社会部編『部落——差別は生きている』（三一書房、1958年）32頁。

(2) 亀井文夫監督「人間みな兄弟」（日本ドキュメントフィルム、1960年）、『部落』129号（部落問題研究所、1960年3月）45頁。映画『人間みな兄弟』については、黒川みどり『描かれた被差別部落』（岩波書店、2011年）第2章を参照。

などの社会的マイノリティについては「多かった」という以上の指摘は存在せず、部落解放運動との関係がエピソード的に述べられるのみだった。部落民・在日朝鮮人などにも失対労働者は多く存在していた。失対労働者と部落解放運動などとの相互関係も濃密であった。特に西日本では部落と失対労働者は深い関係にあった。女性失対労働者比率は部落の方が京都市全体より高い割合であった。女性失対労働者が集中している学区は、部落やその周辺の貧困学区が中心だった。特に女性失対労働者のみが登録していた出町職業安定所は、養正地区に近いこともあり、部落を含んだ貧困学区出身者の比率が9割以上であった。そして、「未亡人」も9割以上であり、中年以上の「未亡人」の比率が非常に高かった。また8割以上が元専業主婦で、失対労働者になる前は職業についたことのない人々だった。部落・高齢者・女性失対労働者というマイノリティの集約点をここに見ることができる。ただし、失対労働者のうち京都市内部落居住者が占める割合は、実際は約3割程度にすぎなかった。「失対労働者」＝「部落民」という認識と、実態との間には一定のずれが存在した。しかし、女性失対労働者比率は部落の方が京都市全体より高い割合だった。女性失対労働者比率をみると、南区では女性失対労働者比率が約5割だった。下京区・東山区でも約4割と、地域によって偏りがあった。このように高齢者・部落民・在日朝鮮人・女性などの社会的マイノリティを含みこみ、貧困かつ、「滞留」し、社会的上昇可能性がほとんどない人々が、50年代を通じて様々な「交渉」の過程に、運動経験を蓄積した結果、「滞留」したがゆえに、集団として凝集し、共同性をもっていったのである⁽³⁾。

その後、岩田正美は、『失業対策事業年鑑』の記述をとりあげ、戦後社会福祉の追求に失対事業の研究が重要であるとは述べるが、社会的マイノリティとの関係はまったく触れていない⁽⁴⁾。熊本理沙は、部落女性のヒアリングなどから、社会的に孤立し、軽蔑されていた失対労働者集団に部落民が入っていくと、失対労働者の不満が部落民に対する差別として、発散された。また、失対事業は女性労働者が多くをしめるのに、組合委員長に女性が抜擢されないのは、部落解放運動における女性差別と類似してみえたと指摘する。そして、部落女性の困難課題は非部落女性と同根であったが、意見が一致したのは失対事業で働き、差別されてきた女性たちだったと認識していたことを明らかにした⁽⁵⁾。大西祥恵は、戦後復興期の部落について論じたが、戦後失業対策事業と部落については、最初に述べた部落民に失対労働者が多いといった一般的なイメージを踏襲している⁽⁶⁾。

(3) 拙稿A「1950年代「京都」における失業対策事業・女性失対労働者・被差別部落——戦後都市社会政策とマイノリティをめぐる」(『日本史研究』547号, 2008年), 拙稿B「戦後都市社会政策と女性失対労働者——1940-50年代の京都市失業対策事業を事例として」(『社会事業史研究』49号, 2016年), 拙稿C「戦後失業対策事業・失対労働者研究の意義と射程——被差別部落民・在日朝鮮人・女性失対労働者」(社会事業史学会編『戦後 社会福祉の歴史研究と方法——継承・展開・創造』第2巻〈理論・総括〉, 近現代資料刊行会, 2022年)。その他, 山本崇記「都市下層における反差別のかたち」(『立命館言語文化研究』19-2, 2007年)もあるが, 基礎的な事実の誤認や, 研究史無視などが多くみられる。この問題については別稿を用意している。なお, 詳細な戦後失対事業の先行研究については, 拙稿C参照。

(4) 岩田正美『社会福祉のトボス』(有斐閣, 2016年), 同『貧困の戦後史』(筑摩書房, 2017年)。

(5) 熊本理沙『被差別部落女性の主体性形成に関する研究』(解放出版社, 2020年)143, 237, 242, 268, 402頁など。

(6) 大西祥恵「戦後復興期の被差別部落」(『講座 近現代日本の部落問題2 戦時・戦後の部落問題』解放出版社, 2022年)。

本稿では、全国的に戦後失業対策事業・失対労働者と部落問題がどのような関係にあったのかをみていく。史料制約で西日本、特に関西地方の動向が中心となる。かつて、私は戦後失対事業・失対労働者と在日朝鮮人についても、全国的な動向について論じた⁽⁷⁾。部落問題についても、同様の手法で、部落と失対労働者の関係史料をできる限り、比較検討して、明らかにしていきたい。

なお、引用資料には誤字・脱字が見られるが原文どおりとしている。適宜、読みやすくするため、句読点などを補い、改行も行った。また、史料名や本文からの引用の際、現在からみて、差別的で不適切な用語を使用し、地名などを表記しているが、原文の表記・内容とその歴史的意味の復元を優先し、あえて原文のままとした。

1 失対事業をめぐる分断と結合

(1) 部落における失対事業

では、戦後初期の部落において、失対事業はどのような存在だったのだろうか。まず、以下の史料をみてみよう。1950年3月ごろの史料によると「明日よりも今日のめしをくわせろ——自由労働組合各地にできる——部落民は昔から仕事をもっているものも、つねに不安定にさらされており、その大半は失業あるいは半失業状態であつたが、中小企業の破産は金ずまりのために、いまやどうにもならなくなった。部落名物のカツギ屋もやれず、失業者は部落にみちあふれている。(中略) 関西地方の各部落では、「失業反対闘争」にたちあがり⁽⁸⁾とある。同年5月の史料でも「失業闘争 部落に拡る組織的に戦う失業者」⁽⁹⁾と関西地方の動向が報じられていた。このように、1950年代初頭には、部落において、失対事業が必要不可欠な存在であることが理解できる。

さらに、失対事業において、部落差別の存在が指摘されていた。広島市内の職安で35歳の女性が手帳切替の手続きをしていると、係員が「指を四本出して、「うるさいからやつてやれ」と職安の吏員にいった」それを見ていた女性は係員に追及したが、「私は悪いことをいつたのではない、今朝は一杯飲んできたので、分らん」(中略) 広島県連に対して、「あれは四つという意味ではない、四月のことをいつたのだ」と逃げている⁽¹⁰⁾と報じられていた。

また、三重県松阪市の松阪職業安定所(以下、職安と省略)を失対労働者が襲撃した松阪事件においては、失対労働者が271人検挙され、そのうち部落民が200名とされていた。さらに神戸港に働く自由労働者については、「港には神戸市内の部落から多くの失業者が職安を通じて、働きにいった」とされていた⁽¹¹⁾。その他、「京都市内八千の自由労働者の大半は部落民」であり⁽¹²⁾、和歌山県の「日高市御坊町の失業者は一軒半に一人いるといわれるほど、日本一の高率をしめしてお

(7) 拙稿D「戦後失業対策事業・失対労働者における在日朝鮮人——1950年代前半を中心に」(『社会事業史研究』53号、2018年)。

(8) 『解放新聞』23号、1950年3月10日。

(9) 『解放新聞』24号、1950年5月15日。

(10) 『解放新聞』33号、1951年8月10日。広島市内の戦後失業対策事業・失対労働者については、本特集の西井麻里奈論文参照。

(11) 『解放新聞』36号、1951年11月20日。

(12) 『解放新聞』37号、1951年12月20日。

り、その大半は部落の失業者である」と指摘されていた⁽¹³⁾。さらに「失対事業に働く自由労働者の大部分が部落民だ、しかし一ヶ月最高十五日ぐらしか働くことができず、月平均四、五千円の収入では食ってゆけない⁽¹⁴⁾」と報じていた。

以上のように、各地の部落の運動における様子と自由労働組合の結成が報じられている。関西地方を中心に、1950年代初頭から部落民失業者の多くが失対事業に就労していたことが認識されていた。

（2）分断の契機としての失対事業

しかし、部落の内部では、失対事業が地域における分断の契機ともなっていた。以下の史料をみてみよう。「三木（中略）自由労働者の組合の範囲内でも持ってゆき方によつては相当部落民を吸収できると思います。そういつた組織に吸収されなかつたら、部落の失業者は結局反動陣営の手先となつてしまうことになるでしょう。北野 部落に対して、いわゆる懐柔という意味で失業対策事業が率先して行われるでしょう。それを単にボスのものに請け負わせて、その下働きをするのではなしに、自由労働組合などで請負い仕事をやるということ、それはできないのでしょうか⁽¹⁵⁾」と指摘されていた。失対事業の権限が、部落の地域有力者や暴力組織に握られてしまうというのである。

この予想のとおり、大阪市西浜の境川職安で働く部落の失対労働者の訴えでは、部落から自由労働者がたくさん働きに来ているが、自由党系の労働組合とその一党は、一般の労働者や職安の職員をいじめたり、いばっている。「一部の人間がやった行為は、単にその人だけにとどまらず、西浜＝部落と結び付けられます。そのけつが、「西浜の奴は悪い奴や」「エツタは悪い奴や」という差別も生まれてくるのです」と述べていた。また様々な不正や暴力をしているが、府庁や警察は手を出さない。それは、府会議員がバックにいるのと、警察も全日自労系の自由労組が集会などをしたときに、暴力団として利用しているからである。部落解放委員会に組合の民主化や部落解放のために、協力してほしいと訴えている。1952年9月22日に、境川職安で全日自労系の自由労組が設立されると報じられていた⁽¹⁶⁾。

京都においても、部落解放委員会京都府連の京都府庁に対する団体交渉の中で「職安では自由労組を弾圧するために部落の暴力団を使って脅迫、暴行などおこなわせ、彼らにだけ不正就労を黙認している事実をバクロ（中略）失対係の差別は、このような府の失業対策の中から生まれたのだ、と職安から一切の暴力団、ボスを追放することを要求した⁽¹⁷⁾」と報じられている。

このように、すでに失対事業が、部落の地域有力者層に支配される場合もあり、部落内部の分断を促進することは予想されていた。各地で予測どおり、部落の地域有力者層が、失対事業の権限を握っていた。

(13) 『解放新聞』42号、1952年5月15日。

(14) 『解放新聞』57号、1953年4月25日。

(15) 「部落の失業問題とその対策について」（『部落問題研究』1-10、1949年12月1日、19頁）。

(16) 『解放新聞』47号、1952年10月15日。

(17) 『解放新聞』48号、1952年11月15日。

(3) 失対労働者間の結合と協力

部落民失対労働者と失対労働者の結合と協力も生まれつつあった。奈良県大福地区では、「彼女の夫 M 氏は、共産党員であり、部落解放同盟全国委員会中央委員でもあり、自由労働組合執行委員長で」あった⁽¹⁸⁾。さらに、奈良県では、奈良、大和高田、生駒、飛騨、三郷などの部落民、部落解放委員会・県連と自由労組が協力して、奈良県庁で 53 年 6 月 29 日から 5 日間雨の中、座り込みを行い、夏期手当と就労枠の増加と、県会の労政委員会、厚生委員会の合同会議を開き、失業問題の解決を討議することを約束させると報じられていた⁽¹⁹⁾。奈良県では、共闘が進み、櫻井職安では、部落民失対労働者の組合とそれ以外の組合の 2 つに分かれていたが、同年 11 月 2 日、2 つの自由労組が統一大会を行った。同年 7 月に自由労組が要求を勝ち取って以来、部落民の方から呼びかけて、実を結んだ。同年 10 月 14 日にも県知事が村主催の県政懇談会を開いた。「われわれは人災に荒れた郷土と産業を守り、ゆたかな生活をしてゆくために、奥田知事に要求しようと、全部落に呼びかけた。当日自由労働者は、仕事を午前中で切り上げる事を勝ち取り、部落民はもちろん朝鮮人、農民など約三百名が会場におしかけ、知事に切実な要求をつきつけた」⁽²⁰⁾という。

その結果、後の 58 年 6 月 4 日には、「労働省三治失対部長は、同和地区（未解放部落）と失対現場視察と称して奈良にあらわれた。前日これを知った奈良県支部と部落解放同盟のなかまは早速駅に「出迎え」に行った。春に「解放同盟は共産党より悪い」と失言し、さんざん油をしばられて謝り、「部落解放同盟は苦手だ」と自らいっていた三治失対部長は自動車に乗って逃げ出した」⁽²¹⁾というような全日自労と部落解放同盟の共同行動に発展した。

部落内の分断を利用した政策を乗り越えた事例も生まれた。大阪府堺市の解放委員会では、堺職安で暴力を振るう部落のボスの追放を市長に約束させた。53 年 8 月 10 日に、職安の賃金支払い窓口で労働者が支払いを催促すると、暴力を振るい、2 週間のけがをさせた。この男は、今まで、何回も暴力を振るってきたが、「部落民だというので、誰もが泣き寝入りしていたのである」と指摘されていた。しかし、自由労組と解放委員会が立ち上がり、「部落民を暴力団として使い、部落と一般の対立をふかめて、そのスキに自労の力を弱め、軍事政策を強行する市役所と断固たたく」とした。しかし、警察はこの男を釈放し、部落民の市会議員や肉屋が彼を首にするな、金はいくらでも出すと言った。部落民たちは怒りに燃え、団交の末、彼の解雇を勝ち取ったと報じた⁽²²⁾。

この事件については、後に「東野は耳原町の出身である。支配者が必ず用うる手がここ堺市でもつかわれていた。東野は腕力に優れている。しかも部落出身である。（中略）腕力の強い常識のあまり発達していない部落出身者を直行（現場監督—杉本）に起用することによって、部落民と他の労働者を反発させ、嫌悪させ、差別意識を植えつけると共に、部落民同志をも分裂させると云うやり方、これである。（中略）この交渉には市当局を始め、自由労働者もアッ！と云った。「部落民はどんなことがあろうと必ず団結する」と思い込んでいたので、解放委員会自らが東野の辞職を市当

(18) 「生活改善のたたかい——奈良県大福部落からの報告」（『部落』30号、1952年2月1日、13頁）。

(19) 『解放新聞』58号、1953年7月15日。

(20) 『解放新聞』62号、1953年11月15日。

(21) 『じかたび』180号、1958年6月21日（全日本建設交通一般労働組合本部（以下、建交労と省略）所蔵分）。

(22) 『解放新聞』60号、1953年9月15日。

局に迫つたのだ。この結果十九日東野は辞職した。（中略）この日より、自由労働者の耳原に対する偏見が目に見えてなくなった。いな、それは信頼にまで変っていった」とされ、部落民失対労働者に対する偏見を解いた事例として分析されていた⁽²³⁾。

その他の地域でも、1955年ごろになると、部落民と民衆が共同して、自由労組の創設を行ったり、自由労組と部落解放同盟の共闘が行われていた。和歌山県朝来支部では、失業問題がひどくなったため、「解放委員会は失業者の組合をつくろうと呼びかけた。一月六日の集会には、明治二九年生まれの老人から、昭和十五年生れの中学生まで、多くの失業者が集り、（中略）「部落だけでなく、一般の失業者も仲間にはいってもらおう」と、朝来村自由労働組合を結成、ただちに仕事をかくとくするための行動をはじめた。（中略）組合をつくって闘う失業者の職よこせは、部落内の民主化斗争にまで、発展しようとしている」と報じられた⁽²⁴⁾。また、三重県では「強まる自労との共同斗争 いままで、三重県では県や市の独自の失対事業をくんだら、政府の予算がへらされるという口実でくもうとしなかったが、松阪での闘いによって、ぶちやぶることができた。（中略）失業者斗争は、職安の自由労働組合の「失対を軍事的土木工事にきりかえる特別失対」に反対する要求と結合させ、共同斗争をすすめている」⁽²⁵⁾と松阪事件をきっかけに、共同闘争が県全体で進められていた。

このように、徐々に地域レベルでは、部落民失対労働者と他の失対労働者が共同して、運動をする事例が多くみられるようになる。それまでは、部落民の現場監督などが、他の失対労働者を圧迫していた。部落民失対労働者と失対労働者の自由労働組合が分かれているような事例もあった。部落民失対労働者が地域社会全体で孤立しないためには、他の失対労働者との共闘は不可欠であった。全日自労側でも、人数の多い部落民失対労働者との共闘は必要だった。

2 全日自労と部落問題

(1) 全日自労と部落解放同盟

では、部落解放同盟や全日自労は全国組織として、どのようにお互い連携しようとしたのだろうか。まず、1955年の全日自労第10回大会で、岡山県勝田町の自由労組代表の発言で「農村や漁村の部落民は、都市とちがい何十年も失業している。自労は方針として部落対策をもて」と発言、ほかにも「部落対策をたてろという発言」があった⁽²⁶⁾。

部落解放同盟全体の方針においても「いままで、居住で失業者の斗争をおこそうとすると、職安を中心に組織されている自由労働組合が壁になる。この壁をとりのぞくために、部落の万年失業者と一般の一時的な失業者とのちがい、そこから必然的に生まれてまる要求のちがいを理解させ、お互いの組織を尊重する基本的なたいどに立って、共同斗争を発展させられよう、中央、地方をつうじ

(23) 「伝統の町のド真ん中」（『部落』47号、1953年10月、34-35頁）。

(24) 『解放新聞』76号、1955年2月10日。

(25) 『解放新聞』83号、1955年10月25日。

(26) 『解放新聞』83号、1955年10月25日。

て、自由労働組合との組織的な話し合いを積極的にすすめなければならない」⁽²⁷⁾ という意見が出てくる。

また、1959年の「戦争と失業に反対する国民大行進」へは、部落解放同盟、全日自労の双方が参加した⁽²⁸⁾。1961年の「戦争と失業に反対する国民大行進」の座談会で、増田常三郎（52歳、西日本隊員 全日自労千本部会）は「自労というのは、部落の人たちが半数以上をしめているわけだが、自労の中でたたかいをやりながら、それを自労の組織だけに終らせず、部落に帰って、地域の問題として発展させたい、自労の組織を解放運動をすすめる方向でやりたい」⁽²⁹⁾ と述べていた。

1962年5月6～10日まで、三重県松阪市公民館で開催されていた全日自労第17回大会で、参院選挙で全国区から立候補する予定の部落解放同盟中央統制委員長上田音市（社会党）を推薦候補とするとし、政治活動も共に行うようになっていった⁽³⁰⁾。

部落解放同盟側も全日自労と積極的に連携する方向性を持っていた。1962年6月には、失対打ち切りに「全日自労はいま、全国的に反対闘争を展開している。この失対事業には、西日本で七割といわれるほど、多くの部落民が働いており、部落民の生活に甚大な影響をあたえることが予想される。部落解放同盟中央本部は（中略）全日自労と統一行動をおこす方針をきめること」となった⁽³¹⁾。さらに同年9月には、「部落解放同盟中央本部は、九月一、三日の両日、東京・第三衆院会館で全日自労との失対打ち切り問題を中心とした懇談会をひらき、解放同盟と全日自労との共闘会議をつくってたたかうことになり、五日に国会内記者クラブで共同声明書を発表した。（中略）結論として、①解放同盟と自労との共闘会議を中央・府県・地区段階でつくる、②総評を中心とした失反共闘にも自労とともに働きかけ参加して統一行動をつよめていく、③京都会議は失対打ち切り反対、市長村の失対窓口をひらけ、賃上げワク拡大、適格基準撤廃、などで自治体に申し入れてたたかう、④十日に京都で総評、全日自労、解放同盟の共催で失対打ち切り反対の五万人の大集会をひらくことに」⁽³²⁾ になった。この共闘会議の構成は部落解放同盟5名、全日自労5名とされた⁽³²⁾。

以上のように、全日自労と部落解放同盟の中央組織どうしも徐々に交流や共闘を深めていく。最初は地域レベルの共闘が主体であったが、徐々に中央レベルの行動も共にしていった。

（2）全日自労内の部落問題

だが、組織間の共闘が進むにつれ、様々な問題も顕在化してきた。1956年11月ごろには「部落問題を自労にもちこんだが、幹部が分かってくれても、組織全体のものにならぬ」（大阪）、「自労が部落問題を取り上げたが、寝た子を起すの反げきで、やりにくいとこぼしている」（兵庫）、「職安が部落ボスを使つて、自労を分裂させた」（山口）などが出され、「同盟が自労を利用するばかりでは、自労の悩みをとり上げようとはしない。こんなことでは、共闘はできない」（岡山）、

(27) 『解放新聞』93号、1956年10月1日。

(28) 『解放新聞』127号、1959年3月5日。

(29) 「座談会 請願行進九州—東京—二〇〇キロ」（『部落』142号、1961年11月1日、39頁）。

(30) 「全日自労第十七回大会で全国区の上田音市氏を推せん」（『部落』148号、1962年5月1日、51頁）。

(31) 『解放新聞』231号、1962年6月25日。

(32) 『解放新聞』236号、1962年9月5日。

「カンパニア共闘はやすいが、日常闘争はむつかしい。しかし、日常共闘をやらなければならない」⁽³³⁾と指摘されていた。また、「失対の手帳をもらうために座りこみの闘争をやつたが、この闘争を共産党や解放同盟に手帳が私用されているのだとデマつた人が手帳をとつた。部落民が部落民を苦しめている」⁽³⁴⁾ともあるように、自由労組内で、部落問題がとりあげられないという問題や、部落問題が自由労組や失対労働者の分裂に利用されているという意見があげられていた。

全日自労の機関紙『じかたび』によると、部落解放同盟第12回大会が57年12月5日、6日に大阪市中之島公会堂で開催された。そこで、①全日自労には部落民が多い。半数以上が部落の仲間の分会も少なくない。②解放同盟の幹部が自労を組織してくれたり、今も分会の中心になって闘っているところは多数ある。③しかし、本当に部落問題を理解しているものは少なく、部落民は朝鮮人の子孫だと本当に信じている仲間もたくさんいる。朝鮮人だから差別してよいわけではない。部落民はみんなと同じ日本人である。④解放同盟の要求は差別反対の他は、全日自労の要求と同じ。今まで自労との協力がうまくいかなかったことが多い。お互いの立場を理解して一緒に戦おうという決議があったと報じた⁽³⁵⁾。

さらに、全日自労は1958年10月に香川県高松市で第13回定期大会を行った。兵庫県宝塚分会の窪田弘道を中心に部落解放対策懇談会を開催した。16名の緊急動議提出で即座に満場一致で採択・承認したのである。そこでは、「《部落解放対策について》①全日自労の組織内に差別の理解が浅く、差別は組合内にも生きている。②全日自労の組合員で、差別のために不利益を受けている状態をはっきりつかみ、差別をなくする闘いを方針の中に取上げること。③そのためには、全日自労は差別に対する独自の対策、方針を明確に出すこと。④次に部落解放同盟との共闘を組んで、各級機関毎に各地域の具体的な結合をかためること。⑤本部に部落解放の闘いについて報告資料を送り、本部の差別に対する闘いを早く組めるようにすること。⑥本部は来春（昭和三十四年）早々を目標に、部落解放のための研究集会を開くこと。開催地は関西地協と打ち合わせ相談すること」⁽³⁶⁾とし、組織として、本格的な部落問題対策を行うこととなった。

その後、1958年12月6～7日に全日本自由労働組合関西地方協議会が開催された。そこでは、関西各支部の部落差別の状況が報告された。自労の中に差別はないとの意見もあったが、①仲間内の差別発言、②現場監督が部落民で困る、③自労内で差別はないと最初は主張するが、いろいろ聞いてみると差別があることを認めざるを得なくなった。これを会議全体では、全日自労内部の矛盾としてとらえていた。全日自労本部への要望として、①自労の居住地の問題として具体的にとりあげる。②部落出身者が役員になれるように、努力を要請する。③部落対策部を機関にもうける。④部落出身者が中心となった機関の討議が必要。⑤部落解放同盟と全日自労の共闘が必要。⑥闘争を行政闘争として行う。宝塚分会では教科書無償化を解放同盟が獲得したが、後に全日自労も共闘して全員支給になっている。修学旅行費も半額か全額負担になっている。低家賃住宅も部落出身の組合員が中心となって、自労と解放同盟が共闘して、獲得している。部落解放全国婦人集会にも自労

(33) 『解放新聞』94号、1956年11月1日。

(34) 『解放新聞』100号、1957年5月15日。

(35) 『じかたび』165号、1957年12月11日（建交労所蔵分）。

(36) 永丘智郎「差別に反対するじかたびの仲間」（『部落』114号、1959年7月、48-49頁）。

の女性が、旅費負担で参加している。伊丹分会も同様である。⑦自労だけでは地域の社会問題に対応できないので、解放同盟や総評などと協力していく。⑧失対に入れない部落民などを失対に入れるために、和歌山県日高分会の失対手帳よこせの戦いを検討して、解放同盟との共闘の経験を点検することが必要との方針をたてた⁽³⁷⁾。

これらの論点を踏まえて、1959年5月7、8日に兵庫県宝塚市中山寺で、全日自労部落対策研究集会が開催された。①出席府県支部は、高知、香川、兵庫、大阪、奈良、京都、三重、愛知、神奈川の9つ、40名。②関西から西の方では部落民が多い。高知分会7割、奈良分会8割5分、三重県支部7割、京都市内6割、西宮分会4割、香川善通寺分会3割、姫路6割という比率。③普段はないが、席席やトラブルがあったときに差別的言葉が出る。「よその職場より多いがやはり差別はある」という意見多い。④逆に部落の仲間から差別されているとの声。部落の仲間の方が体力もあり、若い人が多く、人数も多い。また現場監督にたくさんなっているところが多かった。⑤三重、奈良、高知では自労の主軸だが、一部の地方では監督にたくさんなって組合のいうことをきいてくれないという正反対の状況。努力する必要という意見が出された⁽³⁸⁾。

以上のように、全日自労の中でも、差別がないという意見もあったが、実際は差別事例が多く報告されていた。また、失対労働者の中でも数が多いために、部落民が監督になって、失対労働者を圧迫することもあり、必ずしも全日自労の味方ではないとの意見もあった。全日本自由労働組合関西地方協議会では、これらの意見を踏まえて、全日自労本部に抜本的な改革を要望していた。いまだ、地域によっては、部落問題が利用され、自労の分断がはかられていたのである。

3 被差別部落女性と失対事業

(1) 差別・貧困の共有と連帯

それでは、具体的に、失対労働者の中では、どのような動きがあったのだろうか。史料が比較的豊富な部落女性と失対事業との関係を事例にみてみよう。部落女性は多く失対事業に従事していた。以下の史料をみてみよう。「岐阜県大垣市東町では、(中略)婦人が斗いの力で市役所への交渉や課長連中を部落にひっぱりこんで、せっきょ的に活動している。(中略)市の失対事業にいつている日やといの婦人たちは「私たちは失対にいつていますが、なんでも悪いこと、汚いこともないに、あれはヨツだとか指四本出して、これだといつたり、(中略)聞くに絶えないのもう行くのはイヤです」⁽³⁹⁾と訴えていた。また、「差別されて仕事がないため、満十八歳になると、ただ一つの就職口である失対へいく。なぜ人に嫌われる失対にいかなければならないかと考える。やはり、部落の女たちが力をあわせて、仕事のないところは、低い賃金を少しでも上げていこう」と発

(37) 全日本自由労働組合関西地方協議会「部落解放対策方針書(草案)」1958年12月6～7日(法政大学大原社会問題研究所蔵「全日自労本部資料①」(以下、『全日資料①』と省略)2-2-18『全日自労 中央・各県支部 1958～1960』所収)。

(38) 『じかたび』210号、1959年6月1日(法政大学大原社会問題研究所蔵分)。

(39) 『解放新聞』78号、1955年3月10日。

言」⁽⁴⁰⁾していた。差別と低賃金を克服するために団結が必要だと述べている。

そのための部落女性失対労働者の組織的な動きもなされつつあった。全日自労婦人対策部の『婦対ニュース』では、1956年3月21日から京都市下京区の顕道会館で開かれる第1回部落解放全国婦人集会の案内が届いたとして、紹介している⁽⁴¹⁾。その第1回部落解放全国婦人集会上、全日自労の岡山県支部代表が参加していた。「かわいい子供のしあわせのために 全日自由労岡山県支部 婦人代表者会議（中略）私たち日雇婦人一人一人の力は弱いことをよく知っております。団結しなければ、私たちの生活を守ることが出来ないことも判っております。今は全日自労の組織のもとに腕を組んで進んでおります。こうした私たちにまけず皆様が解放同盟の旗のもとにかたく結集されている力強さを見る時、本当に嬉しく心温る思いです」⁽⁴²⁾と、ここでも共に団結と連帯が必要だと述べていた。

だが、両者が共に団結と連帯にいたるには、様々な問題があった。1958年4月16～18日に行われた第4回全日自労婦人部会議では、次のような意見が出ていた。「大阪 部落問題の意見が対立して、方向付けが出来ないと、高い費用を出して来て、何の事になったのかわからない。最終的に方向付ける結論を見出したい（中略）兵庫（宝塚） 朝鮮人三分、部落の人三分、沖縄の人二分一が斗うのは、朝鮮人と部落の人であるが、賃上げ問題も失対え入ったのが神様のように思はれ、苦しい立場にたっているのです、中々たちあがらない。部落解放を取り上げねば、賃上げは解決しない（中略）奈良（中略）部落の婦人はあらゆる職場から締め出され、生まれながらの失業者である。部落民の八割を仲間にしてている。奈良としては、自労の婦人部として一体として当る。組合の一部では、これわ部落の解放運動だと云う人もあるが、婦人部体制として運動方針に組み入れて欲しいと」述べた⁽⁴³⁾。同じ差別や貧困を共有している以上、部落解放運動と全日自労の運動は一体なので、全日自労婦人部としても、運動方針に部落問題対策が必要であると述べている。

さらに、部落解放が自由労組の運動にも不可欠であるという意見が出る。「兵庫（宝塚分会） 本部の困っている事も聞きましたが、自労より困っている部落の問題もとり上げていただきたい。差別扱いについて 副委員長 部落の人の全然いない分会もあるので、解りにくい人も居るとは思いますが、部落の人は生まれながらに失業者である。つまり就職の道がない。結婚も自由に出来ない。この様な仲間が自労に沢山居る。全国に三百万人もいる。この方達のなやみを先づ充分知ることが大事だと思うし、このドン底の仲間の地位を引き上げる事なくして、私たちの発展はない。特に関西に多いので、理屈ではなく、実際に手を結ぶ様にして欲しい。京都 関西だけではなく、九州一帯であるし、広い地域になっている。又朝鮮人の仲間も非常に多いので、部落解放運動対策部みたいなものをつくる事を考えてはどうか。いくらやってくれといっても、運動は発展しないだろう。兵庫（伊丹） 朝鮮人対策部もある。部落解放同盟の結成をすることにもなっている。福岡 私は同盟の集会にでたことがあります。自労の解放どころではない。（中略）下積みの仲間同志が、

(40) 『解放新聞』100号、1957年5月15日。

(41) 『婦対ニュース』No.1、1956年3月2日（建交労所蔵分）。

(42) 「特集 部落解放全国婦人集会」（『部落』76号、1956年5月、9頁）。

(43) 「第二日 分科会 賃上げ問題について」（5-3-6-7『第四回全国婦人部会議』全日本自由労働組合婦人部、1958年4月16日～18日、「全日資料②」5-3-6『婦人部資料 一九五五—一六〇』所収）。

がちり手を組まないと私たちの苦しみもなくなる」⁽⁴⁴⁾。ここでは、差別の問題が、自由労組の問題より、深刻であるという議論も出る。しかし、ここでも、差別・貧困の共有と連帯が叫ばれている。

だが、「奈良 第三回全国大会として、部落民の問題を県支部として、取り組んでいるから、全日自労本部として、応援してもらいたい。岡山 仲間の人が私に部落民と云ってくれるまでに四年たっている。こういうことを「母と女教育の会」に訴えても、ただ涙を流すだけで問題にならない。仲間に云っても、「寝た子を起す必要がない」と云われる。どうしたらよいか充分考えてもらいたい。神奈川 この問題は大切だから、本部で取り上げ、奈良の大会にも積極的に取り組んでもらいたい」⁽⁴⁵⁾とあるように、各地で部落問題に対して、どのような形で、自由労組の運動として取り組むかという点では、必ずしも一致してはいなかった。

この全日自労の第4回全国婦人部会議後、「今でも世間の人は私達のことをエタ・四つ・新平民と呼び、特別にいやしい人間のように思ひこんで学校、就職、結婚、毎日の生活の中で凡ゆる差別をうけ、苦しみなやんでいます。全国婦人部会で関西の代表は悲しそうに訴えていました」として、同年5月4日、5日に奈良市で開催される第3回部落解放全国婦人集會に菅原全日自労婦人部長が出席することとなった⁽⁴⁶⁾。

では、第3回部落解放全国婦人集會では、どのような議論が行われていたのだろうか。「兵庫(宝塚) 自労が多く、なかなか参観日にも行けない。市役所にたのんで出ると、一般の人がきれいにしているので発言しにくい。先生までが、「おまえらでもあんなよいものを着る時があるのか」と差別し、子供たちには「ああいう人間になったらあかん」といった。だから、子供はきたら、いやだというし、先生も気持ちよくあってくれない。教科書も要求して、無料でもらよるえうにしたのだが、先生は「本の欲しいものは手をあげ」と目立つようにいうので、子供はイヤだという。先生と話し合ったが、差別するなといっても、實際きたないし、せざるを得ないといわれた」⁽⁴⁷⁾。まず、部落の中に女性失対労働者がたくさん存在しており、部落差別と失対労働者差別が一体化している現状が述べられた。

さらに、他の分科会でも「尼ヶ崎 自労と部落の立場は同じだ。ワク(職安の就労枠—杉本)の撤廃も、自労が同盟と共に斗かってゆかねばならない。全国的に巾広く(中略)自労(婦人部長菅原さん) 自労と部落は(中略)社会性はおなじであるから、共同して斗わねばなりません。(中略)具体的に生きるためには、民主的権利を守らなければ成らぬと思います。一般の婦人問題は嫁と姑が解決すればそれでいいのだが、部落の場合は、二重三重になっている。そこをふまえて、共

(44) 「第二分科会 組織問題」(5-3-6-7『第四回全国婦人部会議』全日本自由労働組合婦人部、1958年4月16日～18日「全日資料②」5-3-6『婦人部資料 一九五五—一六〇』所収)。

(45) 「第三日目」(5-3-6-7『第四回全国婦人部会議』全日本自由労働組合婦人部、1958年4月16日～18日、「全日資料②」5-3-6『婦人部資料 一九五五—一六〇』所収)。

(46) 『自労婦人しんぶん』No.36、1958年4月20日(建交労所蔵分)。

(47) 「分科会の記録 第一分科会 子供のための話しあい」(『部落解放第三回 全国婦人集會報告書』1958年5月5日、13頁、部落問題研究所蔵)。

に斗っていききたい」⁽⁴⁸⁾と全日自労婦人部長も部落差別と失対労働者差別を一体化し、共同闘争を呼び掛ける。そして、「全日自労（高）自労では部落の人が多く、部落問題がとりあげられたが、東京の方の人は知らない。しかし、私たちも、この苦しみを自分の苦しみとして斗っていききたい。（中略）自労（高）解放の日は近いと思う。もっとも下の層の婦人のたちあがりによって解放される」⁽⁴⁹⁾とするのである。

『自労婦人しんぶん』でも、第3回部落解放全国婦人集会の様子が報告された。全日自労本部からも婦人部長が挨拶した。差別のため、「生活の唯一つの場所として失対で働らくことが、就職同様に考えている未解放部落の仲間達は」学校教員や地域の女性と手を結び婦人解放のために戦うことが決められた⁽⁵⁰⁾。

このような差別・貧困の共有と連帯は様々な成果を生んだ。「奈良（中略）婦人集会参加の意義を県連から話があつて、自労の仕事場で話され、要求金額の半分もらつて参加した」⁽⁵¹⁾というように、地域によっては部落解放同盟婦人部と全日自労婦人部は深く関係していた。

中央レベルの婦人部活動でも、全日自労婦人部は兵庫県宝塚支部書記長の中本智恵子を1962年3月23～25日まで、オーストリアのウィーンで開かれる「軍縮のための世界婦人集会」代表に派遣した。「中本さんは古くからの組合活動家で部落解放運動の闘士です。宝塚分会の中で今は、全国のもめずらしい女書記長さん」⁽⁵²⁾であり、無事ウィーンに出発した⁽⁵³⁾。そして、「部落の中には、部落の運動さえしておれば、自分たちは解放されるのだ。と言う考えかたが、根強くのこっていました。（中略）それは主として、内部の団結をかちとり、そのおかれてある位置づけを明らかにする点で、大変重要ではありましたが、民主勢力全体の利益から見る時、それは、早急に克服されねばならない性質のものでありました」⁽⁵⁴⁾とあるように、部落第一主義を乗り越え、両組織の婦人部どうしの差別・貧困の共有と連帯が行われたと総括されたのである。

さらに、「全国から約一千名の婦人の代表者が集まって、「部落解放全国婦人集会」が三月三十一日、四月一日と高知でひらかれました。全日自労と部落解放同盟とは、社会のもっとも下づみの層で不当に苦しめられているということ、また全日自労のなかに部落のなかまをおおぜいかかえているということでも、非常に深い関係があります。こういう意味からでも、大道婦人部長が出席、集会の前日の三十日には全日自労の代表があつまって話しあいました。（中略）一方、部落自身の中にも、一般の人とはちがうという差別意識があることが指摘され、部落のワクをこえて手をつないでいくことが出されました」⁽⁵⁵⁾と女性失対労働者どうしの、差別と貧困の共有と連帯を強調したの

(48) 「分科会の記録 第三分科会 働く婦人の話しあい」『部落解放第三回 全国婦人集会報告書』1958年5月5日、19-20頁、部落問題研究所所蔵。

(49) 「分科会の記録 第四分科会 よりよい社会をつくるために」『部落解放第三回 全国婦人集会報告書』1958年5月5日、22-23頁、部落問題研究所所蔵。

(50) 『自労婦人しんぶん』No.38、1958年5月20日（建交労所蔵分）。

(51) 『部落解放第五回 全国婦人集会報告集』1960年5月15日、43頁、京都部落問題研究資料センター所蔵。

(52) 『自労婦人しんぶん』No.119、1962年3月5日（建交労所蔵分）。

(53) 『自労婦人しんぶん』No.120、1962年3月20日（建交労所蔵分）。

(54) 前田ひさ「すべての母親に支えられて——部落解放運動における婦人活動」（『部落』146号、1962年3月、37頁）。

(55) 『自労婦人しんぶん』No.122、1962年4月20日（建交労所蔵分）。

である。

このように、部落女性は、失対労働に多く従事していた。彼女たちは差別と低賃金を克服するために、団結と連帯が必要だと認識していた。しかし、女性失対労働者たちの中にも、一部の部落女性の運動にすぎないという声もあった。そのため、部落女性失対労働者たちは、同じ差別や貧困を共有している以上、部落解放運動と全日自労の運動は一体であり、全日自労婦人部としても、運動方針に部落問題対策が必要であると主張していた。だが、各地で部落問題に対して、どのような形で自由労組の運動として取り組むかという点では、必ずしも一致してはいなかった。部落の中に女性失対労働者がたくさん存在しており、部落差別と失対労働者差別が一体化し、部落解放同盟婦人部と全日自労婦人部の活動が深く関係している事例もあった。そして、全日自労婦人部は部落女性を「軍縮のための世界婦人集会」代表に派遣する。こうして、部落第一主義を乗り越え、婦人部どうしの差別・貧困の共有と連帯が行われようとしていた。

(2) 差別・貧困・ジェンダー

これまでみてきたとおり、女性失対労働者どうしの差別・貧困の共有と連帯は高まったものの、部落問題による分断も依然として存在していた。1960年の第5回部落解放全国婦人集会の議論をみてみよう。「第六分科会 仲間づくり——すべての婦人との結びつき (中略) 高知 自労の中で差別はない。共斗をやってるからだ。助言 自労の中は、差別が、激しいはずだ。失業して平等という事で簡単に考えては、いけないのではないか。京都 本当は同じ仲間であるはずなのに、分裂させられているのが、現状ではないか。この現状を、明らかにした上で、仲間づくりはどうあるべきかを明らかに」という議論が行われていた⁽⁵⁶⁾。以上のように、差別の問題を無視して、安易に差別・貧困の共有と連帯を強調することに対し、警鐘を鳴らす声はやまなかった。

さらに、奈良県支部婦人部の報告で、第2組合の全民労が、全日自労の成果をすりかえて、機関紙に掲載している。「特に奈良、滋賀の第二組合の原因は部落問題です。和歌山の部落が勤評闘争で割られ、其れが自労にも持ち込まれているのではないかと思います。兵庫県の西神戸にも全民労の組織があり、これも部落問題が第二組合の原因となり、それを利用している全民労に関西はネラワテいるのではないかと案じています。部落解放同盟と全日自労はもっと密に結びつく体制をとれないものかと強く感じるものです」⁽⁵⁷⁾とあるように、部落問題が自由労組の分裂の原因となっているという指摘もいまだあった。

1961年2月20～21日の全日自労の第1回全国支部婦人部長会議では、部落解放運動と失対労働者運動をめぐる相互矛盾が噴出した。「和歌山(中岡) 住宅の問題で一般の困っている人達の家を建てるより先に、部落の人たちの家を建てるので問題になっています。それをどうして理解させるかということで、突当たっています。市でたてた二五戸のうち、五戸が一般の人という数字です。私たちの仲間の家はボロボロですが、「部落の人たちが要求すると建てるが、自分たちには建ててくれない」という仲間をどう理解させたらいいか判らないんです。第二組合をつくったり、分裂し

(56) 『部落解放第五回 全国婦人集会報告集』1960年5月15日、38頁、京都部落問題研究資料センター所蔵。

(57) 『自労婦人しんぶん』No.87、1960年10月20日(建交労所蔵分)。

たりするのは大抵部落の人達なんです。国崎総評全国オルグ 特に関西は部落解放運動の歴史が古く、盛んな力のある所です。そういう所では、そういうふうになっています。何を要求しても通るが、自労で要求しても通らない。そういう蓄積がある。我々のたたかひの経験が少く、力が弱いというところに問題があるので、部落解放の強いところでは、自労のやつを肩替りして、部落解放同盟で進めていく傾向がいまだに残っています。こういう傾向は、自労ができれば、自労の要求をしていく方向にしていけないと、自労の運動が進まないという傾向が強い。（中略）和歌山（中岡）解放同盟のできているところでは、話し合う機会もありますが、無いところは、話し合う機会がなく、頭打ちがきています。それが、第二組合をつくる大きな要素になっているんです。差別問題を勉強しようと思ひながら、仲々できないところに運動が発展しない原因があると思ひますが。大道婦人部長（中略）敵の分裂政策として、彼等の打ってきている手もあります。部落の兄ちゃん達を組織して、暴力団を作り、スト破りをしたり、裏から手帳をだして二重、三重をやっているのも、部落の人に多いです。私たち貧乏人の中に「あれは部落だ」ということで差別していることが、分裂政策だと理解する必要があると思ひます」⁽⁵⁸⁾とあるように、関西地方では部落解放同盟の力が強く、自由労組の要求が通らない。また、自由労組の分裂の原因も部落の人々だと主張され、不満は渦巻いていた。

また、「宮下組織部長（中略）部落の問題ですが、住宅などにしても、自治体にいけば、我々がいくよりとれるのは、長い間の経験もありますが、特別な差別待遇の中で、私たちが想像もできないような苦しみがあり、バタヤ部落もそうですが、だからそういう所により多くかけていかなければならない客観的な要素も含まれており、それらを照らし合わせて強固な闘いを進めて頂きたい」⁽⁵⁹⁾として部落解放運動が、多くの要求を獲得できるのは、行政闘争をしてきた歴史の違いや差別の厳しさゆえであるとする。

また、部落と失対という問題だけではなく、失対労働者に対する差別や男女格差も論じられる。「自労 差別を受ける底辺は部落の人だけではない。全日自労も差別されている。私達ちも八千円では結婚の自由はない。教育も文化も差別されている。自労のなかでもバクチ打ちは部落の人ではないかという人もいる。しかし、それは社会のしくみの問題だ。私達ちは一緒に闘う条件があるので、そのために努力したい。自労 自労のなかでも同一労働同一賃金といっているが、賃金の開きはある。きたない仕事の場合、女には手当をつけず、男だけにつけている。男女の差別は自労のなかでさえある。岡山 そういう場合、婦人だけの力で闘争をはじめたらどうか。岡山の場合、土建作業で婦人だけで賃金をかちとることが出来た。自労 明日代議員会があるので、問題を提起したい」⁽⁶⁰⁾と部落差別や男女間の賃金格差が議論された。さらに、「高知は女の人が全体の三分の二。これは部落出身者による万年失業者が多いため、若い女の人でも失対に入ることがこの上ない希望

(58) 「第一回全国支部婦人部長会議記事録」1961年2月20日～21日、(5-3-6-11『自労婦人しんぶん』号外、1960年3月20日、15頁、「全日資料②」5-3-6『婦人部資料 一九五五―一六〇』所収)。

(59) 「第一回全国支部婦人部長会議記事録」1961年2月20日～21日、(5-3-6-11『自労婦人しんぶん』号外、1960年3月20日、26頁、「全日資料②」5-3-6『婦人部資料 一九五五―一六〇』所収)。

(60) 「第二会場」(『部落解放第六回 全国婦人集会報告集』1961年3月28日～29日、18頁、部落問題研究所所蔵)。

になっているのです。こういうなかで、男女同一賃金を得るには同じ仕事をしてみせるという風潮があり、実さい、若い女の人たちはやるわけです。ここで、まちがった考え方がおこってきました。「私は男と同じ仕事をしているから当然だ。くやしかったらこのコンクリートをねってみろ」という女同士の分裂感情です」⁽⁶¹⁾とあるように、部落女性の間で他に仕事がないために、失対事業の作業をめぐる、分裂がおきていると指摘されていたのである。

こうして、全日自労と部落解放同盟の婦人部どうしにおける差別・貧困の共有と連帯意識は高まったものの、部落問題による分断も依然として存在していた。差別の問題を無視して、安易に差別・貧困の共有と連帯を強調することに対し、警鐘を鳴らす声はやまなかった。また、部落問題が自由労組の分裂の原因となっているという指摘もいまだあった。特に、関西地方では部落解放同盟の力が強く、自由労組の要求が通らない。また、自由労組の分裂の原因も部落の人々だと主張され、不満も渦巻いていた。部落解放運動が、多くの要求を獲得できるのは、行政闘争をしてきた歴史の違いや差別の厳しさゆえであるとする。さらに、部落と失対という問題だけではなく、失対労働者間の格差や差別も論じられる。部落女性の間で他に仕事がないために、女性失対労働者の中で分裂がおきていると指摘されていたのである。戦後失業対策事業・失対労働者と部落問題をめぐっては、差別・貧困・ジェンダーのせめぎあいが、同時に併存していた。

おわりに

以上、これまで、本稿で論じたことをまとめる。

戦後初期の部落と失対事業について、滋賀県、奈良県、大阪府、長野県の各部落の運動の様子と自由労働組合の結成が報じられていた。関西地方を中心に、1950年代初頭から部落民失業者と失対労働者が非常に多いことは認識されていた。

すでに失対事業が、部落のボスに支配され、地域の分断を促進することは予想されていた。各地で予想どおり、ボスが地域支配のため、失対事業を利用していた。地域レベルでは、部落民失対労働者と他の失対労働者が共同して運動をする事例が多くみられた。それまでは、部落出身の現場監督などが、失対労働者を圧迫していたり、部落民失対労働者と失対労働者の自由労働組合が分かれて設立されていた。地域社会で孤立しないためには、部落以外の失対労働者との共闘は不可欠であった。全日自労側でも、人数の多い部落民失対労働者との共闘は必要だった。

全日自労と部落解放同盟の中央組織どうしも徐々に交流や共闘を深めていく。最初は地域レベルの共闘が主体であったが、お互いの全国集会へ、幹部を派遣していく。全日自労の中でも、差別がないという意見もあるが、実際は多く報告されていた。また、失対労働者の中でも部落民失対労働者の人数が多いために、監督になって、他の失対労働者に圧迫を行い、必ずしも全日自労の味方ではないとの意見もあった。全日自労関西地方協議会では、これらの意見を踏まえて、全日自労本部に抜本的な改革を要望していた。また、地域によっては、部落問題が利用され、自由労組の分断がはかられていた。

(61) 『自労婦人しんぶん』No.118, 1962年2月20日(建交労所蔵分)。

具体的な事例を部落女性を素材にみても、部落女性も、失対労働に多く従事していた。彼女たちは差別と低賃金を克服するために、団結と連帯が必要だと認識していた。しかし、女性失対労働者たちの中にも、一部の部落女性のための運動にすぎず、失対労働者全体の運動にはならないという声もあった。そのため、部落女性失対労働者たちは、同じ差別や貧困を共有している以上、部落解放運動と全日自労の運動は一体なので、全日自労婦人部としても、運動方針に部落問題対策が必要であると主張していた。だが、各地で部落問題に対して、どのように自由労組の運動として取り組むかという点では、必ずしも一致してはいなかった。部落の中に女性失対労働者が多く存在しており、部落差別と失対労働者差別が一体化し、部落解放同盟婦人部と全日自労婦人部の活動が深く関係している事例もあった。そして、全日自労婦人部は部落女性を「軍縮のための世界婦人集会」代表に派遣する。部落第一主義を乗り越え、婦人部どうしの差別・貧困の共有と連帯が行われようとしていたのである。

こうして、部落解放同盟と全日自労の婦人部どうしの差別・貧困の共有と連帯は高まったものの、部落問題による分断も依然として存在していた。差別の問題を無視して、安易に差別・貧困の共有と連帯を強調することに対し、警鐘を鳴らす声はやまなかった。また、部落問題が自由労組の分裂の原因となっているという指摘もいまだあった。特に、関西地方では部落解放同盟の力が強く、自由労組の要求が通らない。また、自由労組の分裂の原因も部落の人々だと主張され、不満も渦巻いていた。部落解放運動が、多くの要求を獲得できるのは、行政闘争をしてきた歴史の違いや差別の厳しさゆえであるとする。さらに、部落と失対という問題だけではなく、失対労働者間の格差や差別も論じられる。部落女性失対労働者の中でも、他に仕事がないために、彼女たちの中で分裂がおきていると指摘されていたのである。

このような状況は、後年の運動の分裂などの背景にもなっていく。また、本論のようなありようは、1960年代前半の部落解放同盟の分裂で大きく状況が変わっていくのである。今後の課題は、まず、1962年の失対打ち切り期以降の分析を行う必要があるだろう。次に地域事例の蓄積が必要である。部落問題は地域によって違った様相をみせる社会問題である。戦後失業対策事業・失対労働者と部落問題が、地域によって、どのような要素で変化していくのか、全国的な動向とともに、地域事例の比較も重要となってくるだろう。

（すぎもと・ひろゆき 京都市立京都学・歴史館研究員）

【付記】

本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）「1940-90年代における失業対策事業の政策形成と失対労働者運動に関する研究」の研究成果の一部である。